

○松本市水道事業給水条例

昭和34年12月28日

条例第46号

改正 昭和35年6月27日条例第22号

昭和37年1月31日条例第2号

昭和37年6月20日条例第20号

昭和39年3月31日条例第36号

昭和40年10月21日条例第29号

昭和41年12月28日条例第35号

昭和44年4月1日条例第21号

昭和45年10月15日条例第39号

昭和46年12月28日条例第48号

昭和49年5月1日条例第47号

昭和50年3月15日条例第37号

昭和50年10月13日条例第71号

昭和51年3月10日条例第30号

昭和51年9月29日条例第59号

昭和52年3月16日条例第20号

昭和56年3月14日条例第30号

昭和56年12月23日条例第59号

昭和57年3月19日条例第8号

昭和59年3月1日条例第13号

昭和61年3月14日条例第24号

昭和63年7月2日条例第28号

平成元年3月18日条例第21号

平成元年6月29日条例第42号

平成4年9月25日条例第37号

平成5年12月22日条例第65号

平成6年12月21日条例第58号

平成7年3月31日条例第25号

平成9年3月14日条例第31号

平成10年3月13日条例第23号
平成12年3月2日条例第1号
平成12年12月21日条例第66号
平成15年3月14日条例第20号
平成17年3月22日条例第165号
平成18年3月16日条例第30号
平成19年6月21日条例第37号
平成21年3月23日条例第29号
平成22年3月19日条例第73号
平成22年12月16日条例第119号
平成24年6月21日条例第41号
平成25年3月15日条例第19号
平成26年3月14日条例第92号
平成27年3月13日条例第32号
平成31年3月18日条例第90号
令和元年9月24日条例第14号
令和3年6月25日条例第69号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第5条—第11条）
- 第3章 給水（第12条—第22条）
- 第4章 料金及び手数料（第23条—第32条の2）
- 第5章 管理（第33条—第38条）
- 第6章 布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準（第39条—第41条）
- 第7章 補則（第42条）

附則

第1章 総則

（条例の目的）

第1条 この条例は、松本市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とす

る。

(給水区域)

第2条 水道の給水区域は、松本市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第33号。以下「設置条例」という。)第2条第2項に規定する区域とする。ただし、配水管の布設のない箇所又は水道事業及び公共下水道事業の管理者(以下「管理者」という。)が工事施工に支障があると認めるときは、給水をしないことがある。

(給水装置の定義)

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するため管理者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は同一建物内に居住する2戸以上に、それぞれ分岐して使用するもの
- (2) 共用給水装置 戸外に施設し2戸以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込)

第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込みその承認を受けなければならない。

2 前項の新設、改造、修繕又は撤去について利害関係人がある場合はその者の同意書等の提出を求めることができる。

(工事費の費用負担)

第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要と認めたものについては管理者において、その費用を負担することがある。

(分岐使用の工事)

第7条 他人の給水装置より分岐して給水装置をしようとするときは、装置所有者の承諾を得て届け出なければならない。

(工事の施行)

第8条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事完了後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 指定給水装置工事事業者について必要な事項は、管理者が別に定める。

（給水管及び給水用具の指定）

第8条の2 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

（工事費の算出方法）

第9条 管理者が施行する給水装置の工事費は、次の合計額とする。

- （1） 材料費
- （2） 運搬費
- （3） 労力費
- （4） 道路復旧費
- （5） 設計費
- （6） 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に管理者が定める。

（工事費の予納）

第10条 管理者に給水装置の工事を申し込む者は設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者が必要がないと認めた工事についてはこの限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事完了後清算する。

(給水装置の変更等の工事)

第11条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第12条 給水は非常災害、水道施設の損傷、公益上、その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても市はその責を負わない。

(給水の申し込み)

第13条 水道を使用しようとする者はあらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第14条 給水装置の所有者が、市内に居住しないとき又は管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第15条 水道を使用しようとする者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この条例に定める事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 専用給水装置を2戸以上で使用する場合
- (2) 共用給水装置を使用する場合
- (3) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は前項の管理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。

(届出の義務)

第16条 水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道利用者等」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときはあらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。

- (2) 用途を変更するとき。
 - (3) 消防演習に消火栓を使用するとき。
- 2 水道使用者等は次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。
- (1) 水道使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
 - (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
 - (3) 消防用として水道を使用したとき。
 - (4) 管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。
- (私設消火栓の使用)

第17条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

- 2 私設消火栓を消防の演習用に使用するときは、管理者の指定する職員の立会いを受けなければならない。
 - 3 私設消火栓は、管理者が封印する。
- (水道メーターの設置)

第18条 給水量は、水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 2 メーターは給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。
- (メーターの貸付)

第19条 メーターは、管理者が設置して水道使用者等に保管させる。

- 2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。
 - 3 保管者が前項の管理義務を怠ったためメーターを亡失又は毀損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。
- (水道使用者等の管理上の責任)

第20条 水道使用者等は善良な管理者の注意をもって水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは直ちに管理者に届け出なければならない。

- 2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときはこれを徴収しないことがある。
 - 3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。
- (共用給水装置の鍵の交付)

第21条 共用給水装置の使用者には、各戸に鍵を交付する。

- 2 鍵を紛失又は毀損したときは、再交付を受け、その実費を弁償しなければならない。

3 使用者が水道の使用をやめたときは、直ちに鍵を返還しなければならない。

(給水装置及び水質の検査)

第22条 管理者は給水装置又は供給する水質について水道使用者等から請求があったときは、検査を行いその結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において特別の費用を要したときはその実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第23条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道使用者から徴収する。

2 水道を使用しようとする者は、第15条第1項各号のいずれかに該当するときは、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第24条 料金は、1月につき、別表第1に定める準備料金と水量料金との合計額とする。ただし、消火栓用料金は、別表第1に定める額とする。

2 料金算出の基準日としてあらかじめ定めた毎月一定の日(以下「定例日」という。)から次の定例日までの間における使用期間が15日以内である場合の準備料金の額は、別表第1に定める額の2分の1の額とする。

3 第15条第1項第1号の規定に該当し、かつ、その用途が主として家事用であると管理者が認めた共用住宅等(以下「共同住宅等」という。)の料金は、第1項の規定にかかわらず次に規定する準備料金と水量料金との合計額とする。

(1) 準備料金は、別表第1のとおりとする。ただし、その額を当該共同住宅等の給水戸数で除して得た額が口径13mmの準備料金の額を超える場合は、給水戸数に口径13mmの準備料金の額を乗じて得た額とする。

(2) 水量料金は、別表第1の一般用口径25mm以下の水量区分の水量を、当該共同住宅等の給水戸数を乗じたものに置き替えて求めた額とする。

4 共同住宅等のうち、各戸を対象として料金算出を行うことが適当と管理者が認めた場合の各戸の料金は、前項の規定にかかわらず各戸に第1項の規定による一般用口径13mmの料金を適用して得た額とする。

5 第1項から前項までの規定により算出した額に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(料金の算出)

第25条 管理者は、定例日にメーターの点検を行い、その計量した使用水量をもって定例

日の属する月分として料金を算出する。

- 2 管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず隔月の定例日にメーターの点検を行い、その計量した使用水量をもってその日の属する月分及びその前月分として料金を算出することができる。
- 3 前項の規定に基づき使用水量を計量した場合、各月の使用水量は均等なものとする。ただし、1月分の使用水量に1m³未満の端数が生じたときは、その端数を最初の月分の使用水量に加算するものとする。
- 4 管理者は、やむを得ない理由があると認めるときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず定例日を変更し、又は定例日以外の日にメーターの点検を行うことができる。

第26条 削除

(使用水量の認定)

第27条 管理者は、次の各号のいずれかに該当したときは使用水量を認定する。

- (1) メーターに異状があったとき。
- (2) 使用水量が不明のとき。
- (3) その他管理者が必要と認めるとき。

第28条 削除

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第29条 工事その他の理由により一時的に水道を使用する者は水道使用の申し込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときはこの限りでない。

- 2 前項の概算料金は、水道使用をやめたとき精算する。

(料金の徴収方法)

第30条 料金は、当該使用にかかわる1月分をその翌月に納入通知書、集金又は口座振替の方法により徴収する。

- 2 管理者は、第25条第2項の規定に基づきメーターの点検を行ったときは、前項の規定にかかわらず2月分の料金を一括して当該点検月の翌月に前項の方法により徴収することができる。
- 3 管理者は、使用者が使用を中止した場合等において必要があると認めるときは、料金を随時徴収することができる。

(手数料)

第31条 手数料は、別表第2の定めるところにより、申請者から申請の際これを徴収する。

ただし、管理者が特別の理由があると認めた申請者からは、申請後徴収することができる。

(料金、手数料及び過料の督促)

第31条の2 料金、手数料及び過料を滞納したときは管理者は、期限を指定して督促しなければならない。

2 督促手数料の額及び徴収方法は、松本市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例(昭和39年条例第18号)の規定を適用する。

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第32条 管理者は公益上その他特別の理由があると認めたときは料金、手数料、その他の費用を軽減又は免除することができる。

(債権の放棄)

第32条の2 管理者は、時効期間が満了した料金及び不当利得による返還金(債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。)に係る債権を放棄することができる。

2 前項の規定により放棄することができる料金及び不当利得による返還金に係る債権は、時効期間の起算日から5年を経過し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に限るものとする。

(1) 死亡、行方不明その他これらに準ずる事情により、債務者から当該債権が弁済される見込みがないとき。

(2) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項、会社更生法(平成14年法律第154号)第204条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権を免責されたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認めるとき。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第33条 管理者は、水道管理上必要があると認めたときは給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第33条の2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水

装置に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(貯水槽水道に係る管理者の責任)

第33条の3 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報の提供を行うものとする。

(貯水槽水道の設置者の責任)

第33条の4 貯水槽水道のうち法第3条第7項に規定する簡易専用水道であるものの設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 貯水槽水道のうち前項に定めるもの以外のものの設置者は、管理者が別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

(給水の停止)

第34条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは水道の利用者に対しその理由の継続する間給水を停止することができる。

- (1) 水道利用者が第9条の工事費、第20条第2項の修繕費、第24条の料金又は第31条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が正当な理由がなく第25条の使用水量の計量又は第33条の検査を拒み又は妨げたとき。
- (3) 給水装置を汚染のおそれある器物又は施設と連絡して使用する場合において警告してもなおこれを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第35条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で水道の管理上必要があると認めるときは給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者の所在が不明かつ給水装置の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて利用者の所在が不明のとき。

(罰則)

第36条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第5条の承認を受けずに給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなくて第18条第2項のメーターの設置、第25条の使用水量の計量、第33条の検査又は第34条の停水を拒み又は妨げた者
- (3) 第20条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第24条の料金又は第31条の手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をした者

第37条 市長は、詐欺その他不正の行為により、第24条の料金又は第31条の手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

第38条 市長は、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。

第6章 布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準
(布設工事監督者を配置する工事)

第39条 法第12条第1項に規定する条例で定める水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は次に掲げる増設若しくは改造の工事とする。

- (1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈でん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(布設工事監督者の資格)

第40条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高

等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 第1号又は第2号の規定による卒業をした者であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の規定による卒業をした者にあつては1年以上、第2号の規定による卒業をした者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限り。)であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(水道技術管理者の資格)

第41条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医

学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業した者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

第7章 補則

(委任)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和35年4月1日から施行する。

(旧条例の廃止)

2 松本市水道使用条例（昭和31年条例第13号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例施行前に旧条例の規定によってなされた、許可又は認可の申請その他の行為は、この条例の相当規定によってなされたものとみなす。

(簡易水道事業等統合に伴う経過措置)

4 平成27年4月1日（以下「統合施行日」という。）前に松本市簡易水道事業等の設置等に関する条例（平成10年条例第52号）又は松本市三城飲料水供給施設条例（平成8年条例第2号）（以下「簡易水道等条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

5 統合施行日前の簡易水道等条例の給水区域における使用に係る料金は、統合施行日以後に計量した使用水量をもって算出する料金からこの条例の規定を適用し、統合施行日前に

計量した使用水量をもって算出する料金については、なお従前の例による。

- 6 統合施行日前にした簡易水道等条例に違反する行為に対する罰則の適用については、簡易水道等条例の例による。

附 則（昭和35年6月27日条例第22号）

この条例は、昭和35年7月1日から施行する。

附 則（昭和37年1月31日条例第2号）

この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則（昭和37年6月20日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和37年4月1日から適用する。

附 則（昭和39年3月31日条例第36号）

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年10月21日条例第29号）

この条例は、昭和40年11月1日以降の検針にかかわるものから施行する。

附 則（昭和41年12月28日条例第35号）

この条例は、昭和42年1月1日以降の検針にかかわるものから施行する。

附 則（昭和44年4月1日条例第21号）

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年10月15日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年11月1日以降の検針にかかわるものから適用する。

附 則（昭和46年12月28日条例第48号）

この条例は、昭和47年4月1日以降の検針にかかわるものから施行する。

附 則（昭和49年5月1日条例第47号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例施行前において、本郷村営水道条例（昭和39年本郷村条例第31号）の規定によりなされた申込み、届出、料金の納入告知等の行為は、この条例による改正後の松本市水道事業給水条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（昭和50年3月15日条例第37号）

この条例は、昭和50年4月1日以降の検針にかかわるものから施行する。

附 則（昭和50年10月13日条例第71号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年3月10日条例第30号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年9月29日条例第59号）

この条例は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則（昭和52年3月16日条例第20号）

この条例は、昭和52年4月1日以降の検針及び開栓にかかわるものから施行する。

附 則（昭和56年3月14日条例第30号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行前において、松本市中山簡易水道条例（昭和48年条例第46号。以下「簡易水道条例」という。）の規定によりなされた申込み、届出、使用料の納入通知等の行為は、この条例による改正後の松本市水道事業給水条例（以下「改正後の給水条例」という。）の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例施行前において、簡易水道条例上の施設として設置され、この条例施行以後においても存する配水管、給水装置その他の施設は、改正後の給水条例上の施設とみなす。

附 則（昭和56年12月23日条例第59号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月19日条例第8号）

この条例は、昭和57年4月1日以降の検針並びに設計審査、竣工検査及び材料検査の申請にかかわるものから施行する。

附 則（昭和59年3月1日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日以降の検針及び申請に係る水道料金及び手数料について適用する。

附 則（昭和61年3月14日条例第24号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の松本市水道事業給水条例中第24条の規定は、昭和61年4月

1 日以降の検針に係るものから適用する。

附 則（昭和63年7月2日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和63年8月1日以降の検針に係るものから適用する。

附 則（平成元年3月18日条例第21号）

（施行期日）

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の松本市水道事業給水条例の規定にかかわらず、平成元年4月1日（以下「施行日」という。）前から継続している水道の使用で、施行日から平成元年4月30日までの間に水道料金の支払いを受ける権利の確定されるものに係る水道料金については、なお従前の例による。

附 則（平成元年6月29日条例第42号）

この条例は、平成元年8月1日から施行する。

附 則（平成4年9月25日条例第37号）

この条例は、平成4年10月26日から施行する。

附 則（平成5年12月22日条例第65号）

この条例は、平成6年2月28日から施行する。

附 則（平成6年12月21日条例第58号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第36条の改正規定は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月13日条例第25号）

（施行期日）

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第1の規定は、平成7年4月分として算出する料金から適用し、平成7年3月分までの料金については、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月14日条例第31号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 5 第26条の規定による改正後の松本市下水道条例の規定、第27条の規定による改正後の松本市下水道条例の一部を改正する条例の規定及び第29条の規定による改正後の松本市水道事業給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続している公共下水道又は水道（以下「公共下水道等」という。）の使用で、施行日から平成9年4月30日までの間に使用料又は水道料金（以下「使用料等」という。）の支払を受ける権利の確定されるものに係る使用料等（施行日以後初めて使用料等の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である公共下水道等の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される使用料等を前回確定日（その直前の使用料等の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて使用料等の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 6 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則（平成10年3月13日条例第23号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例による改正後の第31条及び別表第2の規定は、平成10年4月1日以降の申請に係るものから適用する。
 - 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月2日条例第1号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月21日条例第66号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成15年3月14日条例第20号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第33条の2第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月22日条例第165号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（四賀村及び梓川村の編入に伴う経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、四賀村給水条例（平成10年四賀村条例第11号）又は梓川村水道事業給水条例（平成10年梓川村条例第3号）（以下「2村の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の松本市水道事業給水条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 施行日前にした2村の条例に違反する行為に対する罰則の適用については、2村の条例の例による。

附 則（平成18年3月16日条例第30号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第4の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係るものから適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成19年6月21日条例第37号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の松本市水道事業給水条例の規定は、平成19年8月分として算出する料金から適用し、平成19年7月分までの料金については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月23日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月19日条例第73号）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年3月31日から施行する。ただし、第8条第2項、第10条第

2 項及び別表第 2（「竣工検査」を「完了検査」に改める部分に限る。）の改正規定は、公布の日から施行する。

（波田町の編入に伴う経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、波田町水道事業給水条例（平成 10 年波田町条例第 3 号。以下「波田町条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の松本市水道事業給水条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 施行日前にした波田町条例に違反する行為に対する罰則の適用については、波田町条例の例による。

附 則（平成 22 年 12 月 16 日条例第 119 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の松本市水道事業給水条例及び松本市下水道条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に計量した使用水量をもって算出する料金及び使用料から適用し、施行日前に計量した使用水量をもって算出する料金及び使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 6 月 21 日条例第 41 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の松本市水道事業給水条例の規定は、平成 24 年 10 月分として算出する料金から適用する。

附 則（平成 25 年 3 月 15 日条例第 19 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 14 日条例第 92 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の松本市水道事業給水条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している水道の使用で、施行日から平成 26

年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則(平成27年3月13日条例第32号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月18日条例第90号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第40条及び第41条の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第24条第1項及び第3項の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続している水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則(令和元年9月24日条例第14号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和3年6月25日条例第69号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第32条の2第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日前に発生した料金及び不当利得による返還金に係る債権についても適用し、令和2年4月1日以前に生じた不当利得による返還金に係る債権については第32条の2第2項各号列記以外の部分中「5年」とあるのは「10年」とする。

別表第1（第24条関係）

水道料金基準表

準備料金		水量料金				
口径	1カ月につき	種別・用途別		水量区分	1m ³ につき	
13mm	858円	専 一 用 給 水 装 置 浴場営業用 臨時給水 共用給水装置	一 般 用	口径25mm以下	10m ³ 以下の部分	71.5円
20"	2,090円			10m ³ を超え20	m ³ 以下の部分	115.5円
25"	3,850円			20m ³ を超える部		
30"	8,250円			口径30mm以上	176円	
40"	14,300円		浴場営業用	55円		
50"	22,000円		臨時給水	440円		
75"	52,800円		共用給水装置	71.5円		
100"	90,200円					
150"	198,000円					

(消火栓用料金)

用途	区分	料金
消防の公的活動 外の使用	1 口金1口につき、5分毎を1単位とする。 2 口金2口は、倍額とする。 3 1回の連続使用は、30分間限りとする。 4 消防の公的活動外の使用とは、公的消火及び演習、公共専用消火水そうの補充用水を除く使用とする。	2,860円

別表第2（第31条関係）

手数料

区分	金額
----	----

1 給水装置工事設計審査手数料	1 水栓につき 6,000円 (取出しのみの工事及び工事用仮設等の工事の場合を除く。)
2 給水装置工事完了検査手数料	1 水栓につき 8,000円 (取出しのみの工事及び工事用仮設等の工事の場合を除く。)
3 給水台帳複写手数料	複写用紙1枚につき 200円
4 諸証明手数料	1件につき 200円
5 指定給水装置工事事業者指定手数料	1件につき 10,000円